

第 73 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社への追加質問及び回答

問 1 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。

そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。

その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、指定設備設置事業者としてはどのような措置が良いとお考えですか。

(関口構成員)

(NTT東西回答)

- 着信接続料については事業者間協議を通じた合意形成が基本であり、それは指定事業者においてビル&キープ方式の採用が可能となったとしても変わらないことから、接続約款においても、当社と接続事業者のいずれか一方の意思のみでビル&キープ方式を採用できるものではなく、双方の合意が前提になることは明記する必要があると考えます。
- 一方、ビル&キープ方式の対象呼種等の具体的な内容については、ビル&キープ方式が指定事業者、非指定事業者双方の接続料の適用や精算に係るものであり、協議を通じて合意形成を図っていくものである以上、接続約款等において一方的に定めることは難しいと考えます。

以上